

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(施行期日)

附則（令和五年六月三〇日財務省令第四四号）

高松国税不服審判所	福岡国税不服審判所	判所	高松市	徳島県 香川県	愛媛県
沖縄事務所	熊本国税不服審判所	判所	福岡市	県 高知県	
国税不服審判所那覇市	熊本市	県	福岡県 佐賀県 長崎県		
沖縄県	鹿児島県	県	熊本県 大分県 宮崎県		